

青法協 東京支部ニュース

発行

青年法律家協会
弁護士学者合同部会
東京支部

〒170-0005豊島区南大塚3-36-7
T&Tビル4階パートナーズL/O内
TEL 03-6907-4516
FAX 03-6907-4517



レマン湖の大噴水 …連載「風に逆らって」前田朗

contents

- <10月例会報告> 弁護団のためのマスコミ講座-Part2 鳥飼康二 … 2
- <支部総会の講演会報告>浦部法穂先生の講演を聞いて Y … 3
- 春合宿に参加して MK、KS … 4
- 法学館憲法研究所「公共訴訟研究会」からのご案内 … 5
- 新人会員自己紹介 市野綾子 橋澤加世 太田伸二 本田伊孝 … 6
- 東京支部の今後の活動予定 … 8
- <事件報告>
 - 逆転無罪！堀越さんの配布行為を罰することは憲法違反 枝川充志 … 9
 - 「どんなに長くても、明けない夜はない」国鉄闘争解決案受諾 萩尾健太 …11
 - 外国人研修生の労働者性を認める高裁初の判決を勝ち取る！
名古屋高裁・三和サービス事件控訴審判決報告 指宿昭一 …12
 - 「美ら海・沖縄に新しい米軍基地を造らないで！」
日米市民米紙意見広告共同キャンペーンにご協力を！ 田場暁生 …14
- 連載「風に逆らって」(7) ジュネーヴの歓喜と憂鬱 前田朗 …15

例会 報告

<10月例会>……10月15日

弁護団のためのマスコミ講座—Part 2

ゲスト：風間 直樹さん

(株)東洋経済新報社 第一編集部 記者)

清水 健二さん

(毎日新聞 社会部 厚生労働省担当)

法律家のためのマスコミ活用講座として、毎日新聞社会部の清水健二さん、東洋経済新報社の風間直樹さんからお話をうかがいました。講演内容は、訴訟におけるマスコミの影響、マスコミ関係者との具体的な接触の方法、その他マスコミの裏話など多岐に渡り、法科大学院や司法修習の勉強では得られない、まさに目から鱗が落ちるものでした。ICレコーダー等に録音して、講演に参加できなかった同期の仲間に聞かせてあげたいところです（残念ながら録音していませんが）。

ご存知のとおり、健康被害や人権侵害の事件では、たとえ個別の訴訟で勝訴したとしても、必ずしも問題の抜本的解決に至らず、最終的には立法による解決を期待することが多いと思います。そのためには、マスコミに事件を取り上げてもらい、世論を喚起し、政治家に本気で取り組んでもらう（「票になる」と思わせる）ことが必要です。

このように、マスコミ活用は、立法解決のための有効な「入口」と考えられますが、一方で、いくつかの懸念点も思い浮かびました。

まず、マスコミが事件の「フィルター」になってしまう可能性があります。マスコミは、あらゆる事件を記事やニュースとして均等に上げてくれる訳ではないので、どうしてもマスコミによる選別（フィルター）が行われます。これは、マスコミが「今の世の中で大事な事件は何か？」ということを決する権能を与えてしまうことにつながり、その権能の濫用（例えば、マスコミが冤罪事件等の風評加害者となった場合、その検証・反省の記事を取り上げることに躊躇するかもしれません）の懸念が挙げられます。

次に、上記の「フィルター」に関連して、より悲惨でセンセーショナルな事件の方が取り上

げられやすいという「被害予防の本末転倒」が生じる可能性です。マスコミも営利団体である以上、読者（売上部数、視聴率）を意識せざるを得ず、我々読者は、より悲惨でセンセーショナルな事件を好むというある種の残酷な本能を持つ以上、マスコミに事件を持ち込んでも「もっと悲惨な状況の方が記事にしやすいんですよ。」と追い返されてしまうかもしれません。しかし、被害が深刻になってからでは、もはや回復して立ち直ることは極めて困難となります。そうなる前に手を打っておいた方が、よほど効率的な場合も多いと思います（例えば、失業して、貯金も底を尽き、ホームレスにまでなってしまうと、再就職はより困難となりますが、ホームレスになる手前で支援をした方が、再就職・再出発のためには、よほど効率的なはず）。

これら懸念点は、私の単なる思い過ごし、思い違いであれば良いのですが、マスコミは第4の権力と称されますので、その危険性を認識しておかないと、弁護士がマスコミを「活用」するどころか、逆に弁護士の側が「活用」されてしまうような気がします。

以上のように、今回の講演は、弁護士になってからのマスコミ活用を考える上で、とても参考になるものでした。講演をしていただいた清水さん、風間さんは、とても正義感が強く、記者としてのプロ意識が高く、非常に頼りになる方々だと感じましたので、将来は、清水さんや風間さんのようなマスコミの方々と共に、人権・社会問題に取り組んでいきたいと思っています。

(新63期修習生 鳥飼康二)

支部総会の講演会報告

浦部法穂先生の講演を聞いて

青法協法科大学院生部会 Y



当日は「憲法を法廷に～人権国家日本を実現するために憲法研究者と実務家はどうか連携すべきか～」という壮大なテーマで、内容ももちろん弁護士さん

にとって素晴らしいものだったことは言うまでもないのですが、受験勉強に追われるロースクール生が聞いても非常に有意義なものでした。

まず、最近の憲法判例を19個ピックアップして事案の概要と簡単な判旨を紹介されました。

「国籍法準正要件違憲訴訟」（最大判2008.6.4）のような有名判例から「川崎市政党機関紙購読調査訴訟」（横浜地川崎支判2009.1.27）といったあまり馴染みのない（ただの勉強不足です…）判決まで、重要判例を総ざらい。ご本人は網羅的ではないとおっしゃっていましたが、大先生がセレクトしたからにはやはりすべて重要なのだと信じています。これは択一に大いに役立ったこと間違いなしです。

次に、聴衆の中に若い顔を見つけて気を遣ってくださったのか、論文に役立つお話もしていただきました。特に「日本の判決は言葉も論理もわかりにくい。法律論を身近な言葉で表現することが大切。

特に四字熟語は極力使わないように。例えば答案で自己実現、自己統治という言葉が使われるが本当に内容を理解して書いて



いるのか。」ということを強調されていました。今後は、四字熟語の意味をきちんと理解し、それを少しでも自分の言葉で簡単に表現できるよう心がけます。これで相当点数も上がるかもしれません。

択一、論文とここまでくれば口述のない新司法試験において憲法は完璧！という訳にはさすがにいきません。そこで、これから憲法を学んでいく上でのパワーも先生の情熱溢れるお話から吸収してきました。



とりわけご自身が高裁で意見書を提出された「京都タウンミーティング訴訟」（京都地判2008.12.8、大阪高判2009.9.17）については熱の籠った様子で、敗訴となった地裁判決に対しては「全くの暴論」、勝訴した高裁判決に対しても「憲法論からは逃げた」と批判を展開され、自らの信じる正義を貫徹される姿に感動しました。さらに「通説・判例は覆されるためにある。固定的であれば学問の発展はない、世の中とも離れていく。」との言葉からは反対説も覚えようということだけではなく、本当に自分の守るべき価値とは何なのか、正義とはどこにあるのかを日々追い求めて努力していくという姿勢を学びました。

こんなに有意義な講座、ではなく講演を無料で聞けたなんてラッキーでした。当日はロースクール生が2名だけでもったいなかったもので、来年同じような企画があればロースクール生をたくさん連れていこうと思います。皆さんもお知り合いのロースクール生がいれば是非お誘いください。（ロースクール生会員大募集中です！）

春合宿に 参加して

東京支部の春合宿が以下の要綱で行われました。

- 日時 2010年4月3日(土)～4日(日)
- 場所 マホロバ・マイズ三浦
- テーマ 弁護士増員による今後の競争時代をいかに生き抜くか
合宿に参加された2人の方から感想を寄せていただきました。

修習生委員会主催の足利事件の学習会で今回の春合宿のことを知り、興味を持ったので参加させていただきました。

パネルディスカッションでは、弁護士の方々が実際の経験やノウハウを、笑いも交えつつ、熱くざっくばらんに語っている姿が印象的でした。その中で、とくに「なるほどそうなのか」と感心したことは、どの分野にも、弁護士に対する潜在的な需要が存在しているということと、事件を開拓していくには弁護士以外の人との繋がりを積極的に広げていくことが大切だということでした。

前々から、私が弁護士になる頃には既存の事務所への就職が困難になり、仕事も減少しているということを聞いており、自分の将来に対して多くの不安を抱いていました。しかし、議論を聞いてみると、必ずしもそうではないことが分かってきました。大切なことは、失敗と試行錯誤を繰り返しながら、果敢に行動しチャレンジし、市民の中に存在する弁護士に対するニーズを掘り起こして仕事に繋げていくこと、また、場合によっては即独も可能であることを学び、目から鱗が落ちるとともに、非常に勇気づけられました。

その後の懇親会では、最近のロースクール事情や弁護士の方々が受験生時代にどのようなこ

とをやってきたのかということ、弁護士の方々が興味を持って取り組んでいること、物事の考え方等々について直接一対一でお話を聞くことができました。そこでは、弁護士とはいってもこれほどまでに十人十色なのか、と一人一人の個性の強さに驚くとともに、そうであっても青年法律家協会という一つの団体の下で一致団結しているという事実、に、弁護士の方々の熱い思いを感じ取りました。

今回の体験は、日々退屈なロースクール生活の中に身を置いている私にとっては、とても刺激的なものになりました。ここで学んだことをしっかりと胸に宿しつつ、日々勉強に邁進したいです。そして、ゆくゆくは今回お世話になった弁護士の方々のように自分の仕事に誇りを持って笑顔で語れる弁護士になりたいと思います。本当にありがとうございました。

(M K)

青年法律家協会のことは3月の学習会に参加するまで存じ上げなかったのですが、その際に参加者の「熱さ」に触発されて、いきなり合宿に参加させていただきました。

弁護士の方々が中心の集まりということで、かっちりした会なのかと思いきや、和気あいあいとしていて、新参者の私もアットホームな雰囲気の中に受け入れていただき、楽しく勉強させていただきました。

まず、討論会は、弁護士としてどうやって生き抜くか、という話の前に、司法試験を突破し、就職活動もしなければならない身としては、やや遠い未来という感覚でしたが、どういった悩みを持って仕事とその他の部分を両立させてい



熱い議論が展開されました

くのかや、顧客の信頼を得るために気をつけていることなど、実務のイメージがわきにくい部分、特に公には発信されにくい部分をうかがえたのはとても貴重な体験でした。

討論会では聞く専門でしたが、その後行われた懇親会では、小さな疑問にも丁寧にお答えいただき、めったにない機会を最大限に活用させていただきました。ぶっちゃけた本音や裏事情などもうかがえて、大変興味深かったです。

東京支部委員会にも同席させていただいたので、日ごろどのような活動をされているのかも垣間見ることができました。忙しいお仕事の合間をぬって、アクティブに活動されていることを知り、弁護士のあり方や自分がどのような活動をしていきたいのかについてあらためて考えさせられました。

今思い描いている自分の将来像を重ね合わせながら、皆さんが強い気持ちを持ち続けていらっしゃることに尊敬の念を覚えざるを得ませんでした。

春休みも毎日が同じ繰り返しの、勉強漬けの



夕方、海岸へお散歩

ロースクール生活ですが、合宿に参加したことで、新学期に向けてリフレッシュでき、やはりどうしても弁護士になりたい！という意欲も掻き立てられました。今後、よりイメージをつかんだ学習ができるようになったと思います。今回の経験をこれからは最大限生かしていきます。どうもありがとうございました。

(K S)

法学館憲法研究所「公共訴訟研究会」からのご案内

法学館憲法研究所（所長：伊藤真）は、憲法理念を裁判の場で広げるため、公共的な訴訟についての事例研究をすすめています。

このたび下記研究会を開催することにしました。弁護士や司法修習生、法科大学院生の皆さんには是非ご参加いただきたくご案内します。

- 日時：7月3日（土）14：00～
- 会場：伊藤塾東京校（渋谷）
- 内容：「国籍確認請求事件」と「元社保庁職員機関紙配布弾圧（堀越）事件」
- 開催趣旨：

「国籍確認請求事件」は、在外出生の嫡出子が、国籍留保届がなされなかったという理由で国籍を喪失してしまう国籍法12条の規定の違憲性（13条・14条違反）を争う事案で、本年2月に提訴されました。

「元社保庁職員機関紙配布弾圧（堀越）事件」は、公務員が勤務時間ではない時に政党機関紙を配布したことに対し、東京高裁で逆転無罪判決が出されました。堀越事件についての東京高裁判決は、立法事実に関わる大胆な判断が示されました。そこで、立法事実をめぐる問題状況を、両事件を通して検討します。

新人会員自己紹介

62期

市野綾子（あかしあ法律事務所）

皆様はじめまして。私は、昨年12月に弁護士登録し、現在、あかしあ法律事務所所属弁護士として日々の業務に励んでおります。実務家に就いて4ヶ月間に携わった業務のうち、いくつかを取り上げつつ、自己紹介をいたします。

1月より担当している婚姻費用分担請求・夫婦円満調整調停事件があります。私はこの事件で、依頼者が、お金よりも気持ちの問題を重視している点に難しさを感じています。しかし、依頼者が調停にまで踏み切った経緯を聞き、そして何よりも、泣くのをこらえて調停委員に必死に訴える依頼者の姿を見て、何とかして相手方から納得のいく回答を得たいと思っています。そして、相手方代理人や調停委員を通じて、何度も「納得のいく回答を！」と要求し続けたところ、相手方本人からの手紙を送ってもらえることになりました。

私はこの事件で、依頼者の気持ちをくみ取ることの重要性やそれを実現することの難しさを日々学んでいます。

また、被告人国選事件では、弁護人として、身柄勾留中の被告人（被疑者）の権利を擁護することの困難に日々直面しています。

たとえば、被告人が体調不良を訴え続けているため、診断書を取り寄せ、担当医師の説明を聞いたところ、その医師には、被告人の詐病だと言われてしまいました。しかし、被告人は依然として、接見の度に一貫した内容の体調不良を訴えているため、再度留置係への働きかけをしました。

この事件では、弁護人による情報収集の限界や被告人の権利を擁護するための弁護活動には様々な制約等があることに直面し、それを乗り越えるための活動を日々学んでいます。

私は、以上の業務を含めた弁護士としての活動をする中で、事件の解決の点においても、また、健全な社会の構築の点においても、「木を

見てなおかつ森を見て動く」ことの重要性を実感しています。今後もこの思いを忘れず日々努力して参りますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

橋澤加世（北千住法律事務所）

はじめまして。新62期の橋澤加世と申します。1月より、北千住法律事務所に勤務しております。鳥取県出身で、山と海に囲まれた自然の豊かな地で育ちました。大学へ入学した後に環境経済学という学問に出会い、博士課程までこれを学んでいました。私の指導教官は、環境問題の現場を歩いて学ぶことを大切にしていたので、私も公害や環境紛争の現場にたくさん足を運びました。そこで、公害被害者の方の訴えや、環境を守りたいと活動されている方の思いに触れるうちに、学問的な研究をするよりも、より当事者に近いところで紛争の解決に尽力したいという思いが強くなり、法曹へ転身して、現在に至ります。

私の学んできた環境経済学は、真の「豊かさ」とは何かを問う学問でした。当時、指導教官から教えられた、ジョン・ラスキン（19世紀の経済学者）の言葉に、「there is no wealth, but life」というものがあります。様々に訳がなされていますが、私の一番好きな都留重人氏の訳によると、「命の輝きこそ、豊かさの宝である」となります。この言葉を通じて、経済学が単に「富（rich）」を求める学問ではなく、環境的、文化的な意味も含めた「豊かさ（wealth）」を求める学問であること、その豊かさは人がそれぞれの「life（命／生活／人生）」を輝かせることに本質があること、を教わりました。

弁護士となり、数ヶ月が経ちましたが、感じるのは、この「there is no wealth, but life」という言葉の重みです。日々の法律相談で感じる閉塞感、弁護団に参加したことで知ったアスベスト被害の実態、悩ましい問題は世の中に溢れており、人が、その命を輝かせて豊かさを享受することは、なかなか難しいようにも思えます。しかし、青法協の先輩方がこれまで成し遂げてきたことや、現在の活躍を拝見すると、困

難な問題であっても、チャレンジし続ければきっと解決につながる、という思いがふつふつと沸き起こるのを感じます。まだまだ新米で、未熟者ですが、将来の明るさを信じ、青法協の一人として、いくらかでも人の「life」を輝かせる活動ができたかと考えています。どうぞよろしくをお願いします。

太田伸二（西東京共同法律事務所）

私は、立川にある西東京共同法律事務所に所属している太田伸二と申します。

私は山形で生まれ育ち、仙台の東北大学→山形県庁→東北大学法科大学院→仙台修習という経歴です。なので、「なぜ東京（立川）へ？」と聞かれることが多いのですが、その時々で違う答えをしているような気がします。きっと、その理由はどれでもあり、どれでもないのでしょう。

さて、そんな新人の私ですが、得意分野が一つあります。それは、「生活保護」です。

山形県職員時代、私は生活保護に関する事務を行うケースワーカーでした。今思えば、違法なことはしなかったものの、どれだけ受給者の方に優しくないケースワーカーだったろうと反省をしています。

その反省から、法科大学院時代から、弁護士になったら生活保護に関わる仕事「も」しようと考えていました。

時間は流れ、今、私の仕事の多くの部分を、生活保護の申請同行が占めています。冗談ではなく、今のところ、「裁判所に行った数より福祉事務所に行った数の方が圧倒的に多い弁護士」です。

福祉事務所に行くたびに、何かしら面接相談員とやり合うことになって正直疲れますが、保護開始になったと感謝されることの嬉しさを知ったので頑張っています。

また、最近、多摩地区の若手弁護士有志で企画をして、立川駅周辺の路上生活者の方に声を掛ける「夜回り法律相談」を行いました。初めての試みだったので、課題もいくつかありましたが、実際に一人の方の生活保護開始に結び付

けられるという成果もありました。さらに、「夜回り法律相談」が新聞で取り上げられたおかげで、多摩地区で路上生活者の方の支援を行っている団体とも交流が始まるなど、これから面白い方向に展開していきそうです。

これからも「貧困」の問題と、持てる力の限り戦っていこうと思います。諸先輩方、どうぞよろしくお願いします。

本田 伊孝（東京法律事務所）

本来なら、新人会員らしく自分の特技や趣味を紹介したいところですが、特別な特技も趣味もありません…。そこで、私にとって印象に残る3回受けた新司法試験受験のエピソードをお伝えします。

ご存知でない方もいるので「三振制度」を説明します。新司法試験の受験資格は、法科大学院卒業後5年以内に受験3回という期間制限・回数制限が課されています。

すなわち、三回で合格しなければ受験資格を失うので、受験生は「三振制度」と呼んでいます。

私は、大学卒業後、法科大学院一期生として法学既修コースに進学しました。この一期既修が新司法試験制度上、最初の三振候補生となりました。

法科大学院制度が始まって最初の入学者となった一期既修生は、2004年の入学時には4万5千人の法科大学院進学希望者の中から一期既修コース入りしたんだと浮ついていました。私も一期既修生なら自分は当然のこと、クラスメイトも合格するものだとは認識していました。ただ、試験は3回しか受けられない、3回で合格しなかったら仕事の当てもなく潰しがきかないという意識もありました。

そして、2006年3月に法科大学院を修了し、5月に史上初の第1回新司法試験を受験することになりました。

史上初の国家試験に挑みましたが、散々な結果となりました。

こうして最初の法科大学院入学者・卒業生となり、史上初の第1回新司法試験を受験し、最

初の新司法試験浪人生となったのです。

2回目の試験はボーダラインまで近づきましたが、苦手科目が克服できませんでした。

改めて、三振制度に立ち返えると1回目の発表直後は、「まだ2打席ある。ワン・ストライクだ」と回数制限のプレッシャーはありましたが、失権を考えていませんでした。

しかし、2回目の発表を受けて「ツウ・ストライク」のカウントがなされたときの最後のバッターボックスに立ったあのプレッシャーは今でも思い出されます。法曹になる最後のチャンスであり、失権をしたら仕事の当てもない、不合格ならもう法曹になることを諦めざるを得ないという現実を前にしました。そのとき、「とにかく最後の本試験を楽しんでこよう。本試験を楽しむためにやるべきことをやり尽くそう」という姿勢でいようと心掛けることにしました

出身法科大学院の同期の中には3回目のプレッ

シャーに押しつぶされて、音信不通になったものもあります。受験時代中に三振失権のプレッシャーを楽しんでいたと言ったら嘘になりますが、今、あのときのプレッシャーが次への成長につながるものであったと感じています。

労働事件を多く扱う事務所に入所して、会社から退職勧奨を受け疲弊しきった依頼者が毎日のように訪れます。当然、私には解雇されたという経験はありませんが、あの受験時代に自分が経験した三振失権のプレッシャーと同じように依頼者もプレッシャーを抱えているんだという共感性をもって依頼者に接しています。

新人弁護士ですが、「一生懸命やったうえで失敗・苦労をよしとして、次への成長につないでいくことの大切さ」を日々感じています。

青法協東京支部の今後の予定のご案内

青法協東京支部では、毎月1回支部委員会を行い、その後で例会（学習会）を行っています。例会は、毎回若手弁護士や修習生、法科大学院生が多数参加し、とても勉強になる、またとても楽しいと評判です。ささやかですが毎回懇親会も行って大いに盛り上がっています。皆様も是非ご参加下さい。



チュニジア エル・ジェムの円形闘技場

● 5月18日（火）

午後5時～ 東京支部委員会

午後6時30分～ 例会 堀越事件

講師：堀越事件当事者 堀越明男氏

同事件弁護団事務局長 加藤健次弁護士

午後8時～ 懇親会

● 6月18日（金）

午後5時～ 東京支部委員会

午後6時30分～ 例会 新62期企画

午後8時～ 懇親会

● 7月26日（月）

午後5時～ 東京支部委員会

午後6時30分～ 例会 裁判員裁判（仮）

午後8時～ 懇親会

※場所はいずれもパートナーズ法律事務所です。



堀越さんの配布行為 を罰することは憲法違反

逆転無罪

弁護士 枝川充志

1 はじめに

「被告人は無罪」と中山裁判長が読み上げた後、傍聴席から一斉に拍手と歓声がわいた。中山裁判長はすかさず「静かにしなさい。こんなことで喜んではいけない」と制して理由の朗読をはじめた――。

2010年3月29日、東京高裁第5刑事部（中山隆夫裁判長、高橋徹裁判官、衣笠和彦裁判官）は、社会保険事務所（事件当時）の堀越明男氏に対する国家公務員法違反（政治的行為の禁止）被告事件について、罰金10万円・執行猶予2年とした1審判決を破棄し無罪判決を言い渡した。2006年7月20日の一審判決（東京地裁刑事第2部、毛利晴光裁判長、宮本聡裁判官、松永智史裁判官）から約3年9月を経て、晴れて無罪が言い渡された瞬間である。

2 堀越事件とは

いわゆる堀越事件とは、目黒社会保険事務所に年金審査官として勤務していた堀越さんが、2003年11月の衆議院議選挙に際し、政党機関紙「しんぶん赤旗」などを郵便ポストに配布したことが、国家公務員法110条1項19号・102条1項、人事院規則14-7の6項7号及び13号の「政治的行為」に該当するとして起訴された事件である。

東京高裁での審理は、2007年10月10日の控訴趣意書の陳述から始まり、国公労働者の運動に携わってきた2名の証人と、憲法・行政法・刑法・刑訴法・国際法の各分野からなる8名の学者証人の尋問が行われ、2009年12月21日の最終弁論を経て結審した。

判決は、堀越さんの職務内容・地位、行為態様を克明に認定した上で、勤務時間外に、職場から離れた自宅付近で、職務と全く関係なく行われた堀越さんの政党機関紙配布行為について、

「行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼」を害する抽象的危険を肯定することは常識的にみて困難」とし、こうした行為まで罰則で禁止することは、国家公務員の政治活動の自由に対する必要やむをえない限度を超えた制約を加えたものといわざるをえず、憲法21条及び憲法31条に違反すると判断、堀越さんを無罪とした。

3 法令違憲と適用違憲

本件は、悪名高い1974年11月6日の猿払大法廷判決といかに対峙するかが問われた事件である。そのため種々の論点が存在するが、その中でも東京高裁は、法令違憲及び適用違憲について詳細な判断をした。

現時点では「判決要旨」しか入手できていないので詳細は省くが、法令違憲の主張に対して東京高裁は、猿払判例の「合理的関連性」の審査基準を「指導判例」と位置づけつつ、その判断の審査に際し「もっとも重要なことは、国民の法意識である」とした上で、「国民の法意識」の変化を強調しつつも、「国家公務員による政治的行為を禁止する目的」については「現時点においても、その正当性は十分に認められる」とした。

他方で、「その目的と禁止される政治的行為の関連性等」については、「過度に広範に過ぎると想定されるものがある一方で、それらと無関係に、その行為自体から規制目的が懸念する事態を明らかに具現化するものもある」とまとめ、「過度に広範に過ぎる」事案の場合には「具体的な法適用の場面で適正に対応することが可能」として、法令違憲とするのは「現時点においては、決して合理的な思考ではない」とした。

その上で適用違憲については、堀越さんの職

務内容、職務権限を分析し、「裁量の余地のないもので」「管理職でもなかった」とし、本件配布行為は「休日に勤務先やその職務と関わりなく、勤務先の所在地や管理区域から離れた自己の居住地の周辺で、公務員であることを明かにせず、無言で」配布した行為に留まるものとして、既述のとおりこれを罰則で禁止することは憲法違反にあたるとしたのである。

4 異例の付言

そして最後に次のような付言が述べられた。少々長いが、東京高裁の問題意識を知る上で唆に富むものなので引用する。

「我が国における国家公務員に対する政治的行為の禁止は、諸外国、とりわけ西欧先進諸国に比べ、非常に広範なものとなっていることは否定し難いところ、当裁判所は、一部とはいえ、過度に広範に過ぎる部分があり、憲法上問題があることを明らかにした。また、地方公務員法との整合性にも問題があるほか、かえって、禁止されていない政治的行為の方に規制目的を阻害する可能性が高いと考えられるものがあるなど、本規則による政治的行為の禁止は、法体系全体から見た場合、様々な矛盾がある。加えて、猿払事件当時は、広く問題とされた郵政関係公務員の政治的活動等についても、さきの郵政民営化の過程では、国会で議論はなく、その関心の外にあったといわざるを得ない。しかも、その後の時代の進展、経済的、社会的状況の変革の中で、猿払事件判決当時と異なり、国民の法意識も変容し、表現の自由、言論の自由の重要性に対する認識はより一層深まっており、公務員の政治的行為についても、組織的に行われたものや、他の違反行為を伴うものを除けば、表現の自由の発現として、相当程度許容的になってきているように思われる。また、様々な分野でグローバル化が進む中で、世界標準という視点からも改めてこの問題は考えられるべきであろう。公務員制度の改革が議論され、他方、公務員に対する争議権の付与の問題についても政治上の課題とされている折から、その問題と少なからず関係のある公務員の政治的行為についても、上記のような様々な視点の下に、刑事罰の対象とすることの当否、その範囲等も含め、再検討され、整理されるべき時代が到来してい

るように思われる」。

猿払判決は「外国の立法例」について「一つの重要な参考資料ではある」としつつも、社会的諸条件の違いを無視して「そのままわが国にあてはめることは、決して正しい憲法判断の態度ということとはできない」と判示していたが、上記のとおり東京高裁は、わが国と諸外国の比較を行い「非常に広範」との評価をするなど踏み込んだ判示をしている。

他に「国民の法意識」「世界標準という視点」といったこれまでにない表現でその問題意識を披瀝しているが、これらを上告審に向けてどのように評価し、或いは活用していくかは検討の余地があろう。

5 最高裁へ、

約1時間20分続いた判決を朗読した後、中山裁判長は証言台の前に立った堀越さんに向かって「かなりの期日で審理した結果、最後に付言したような問題意識に至った。執行猶予付きの罰金刑という異例の量刑判断をしたことを考えると、結論は異なるものの、一審も似たような問題意識があったと思う」とし、さらに「上告審で審理される可能性が高いと思う」とした上で、「本件の罰則について、どのような問題があるのか、学説の状況がどうなのか、歴史的にみてどのように成立してきたのか、最高裁が判断するためにも、かなり綿密に審理をしてきた。そのため、審理に時間がかかったことを理解してほしい」と説明した。

本件では公安警察が行った22本の盗撮ビデオの開示が行われたにもかかわらず証拠調べ請求については却下した等、後味の悪い審理過程が残る一方、最高裁を意識した多数の証人を採用し尋問がなされた点等は、猿払判決の呪縛を自ら解き放とうとした試みと評価できる。

他方で、去る4月7日、東京高検は最高裁に上告した。また今年5月13日には同種事案である世田谷事件の控訴審判決が控えている。その意味で東京高裁での逆転無罪判決は通過点にすぎず、また、付言にある公務員の政治的行為についての「再検討され、整理されるべき時代」という指摘を見落としてはならない。冒頭の「こんなことで喜んではいけない」という意味を噛みしめる必要がある。

「どんなに長くても、明けない夜はない」 国鉄闘争解決案受諾

弁護士 萩尾健太

標記は、1986年10月、国鉄労働組合（国労）の修善寺での臨時大会で、国鉄分割・民営化容認に傾いた国労執行部を破って中央本部委員長に当選した六本木敏氏の著作「人として生きる」（教育史料出版会）に記された言葉である。それから24年、長すぎる夜が続いたが、ようやく、曙光が差した。

1 4党による解決案の政府への提出

さる4月9日、与党3党と公明党がまとめた政治解決の具体案をうけて、政府が提示した解決案が一斉に報道された。

解決案の対象は係争中の国労、全動労組合員910世帯である。当事者が求めてきた「雇用・年金・解決金」のうち、年金・解決金については、和解金として昨年3月の高裁認容額+訴訟費用分の各人15,633,750円、団体加算金として58億円（572万円×動労千葉、他組合を抜いた1029人）を、国鉄を継承した鉄道建設・運輸施設整備支援機構が支払う。機構の支払いは計約200億円になり、旧国鉄職員の年金支払いなどに充てている剰余金から支出する。

また、雇用対策として政府がJR各社に約200人を雇うよう要請するとされた。

しかし、政府は必ずしも全員採用は保証できないとの条件が付された。

同日、この問題で訴訟を闘っている国労・全動労組合員らの原告団と組合・支援団体で構成する4者団体は、「JRは雇用を受け入れてほしい」としつつ、政府案を12日に受諾した。

2 4党合意をはねのけて闘い続けた到達

この問題では、2000年6月にも、当時の与党と社民党による「4党合意」が発表されたことがあった。その内容は、裁判における最大の争点であった「JRに法的責任なし」を国労が先行して認め、裁判を取り下げれば、（井手正敬元JR西日本社長とJR連合役員らとの「懇談会議事録」によれば）解決金一人80万

円、関連企業に数10名の雇用を確保する、というものであり、今回の解決案とは比べものにならない低水準のものであった。また、被解雇者に諮られるまえに、国労本部が率先して内諾したものであった。

国労本部はこれを受け入れたが、そんな涙金での国家的不当労働行為への屈服は許せない、として約280名の国労組合員が、国鉄清算事業団を承継した鉄建公団相手の解雇無効確認と損害賠償請求の裁判を起こした。

この鉄建公団訴訟原告団・家族・弁護団・共闘会議は、「4党合意」やむなしの声を受け、前からも後ろからも鉄砲玉が飛んでくる、四面楚歌、重包囲のなかで闘い続けた。2005年9月15日に、一人550万円とわずかではあるが採用差別と慰謝料支払いが認められる東京地裁判決を得て、ようやくこの包囲網を突破することができた。

やがて、全動労、動労千葉、国労本体もそれに続き、裁判を闘い続けた結果、このような提案がなされるにいたったのである。まさに、屈服せずに闘ったからこそ得られた成果であった。しかし、当事者が求め続けたJRへの雇用実現という点では、JR各社はこの受け入れを拒否しており、その実現はこれからの課題である。

3 闘いは続く

この国鉄闘争に私が関わったのは、2000年に4党合意反対のために駒場寮の学生たちとともに国労の臨時大会に駆け付けてからだから、10年に満たない。その後の取り組みの中で、国鉄分割民営化の前後には、とても多くの青法協会員がこの闘いに関わり、労働者の権利擁護のために奮闘されてきたことに気付かされた。そうした先人の努力があって、今日の到達がある。感謝申し上げます。

これからは、JRへの雇用を求める闘いが中心となるだろう。会員各位のさらなるご支援、ご協力をお願いいたします。

外国人研修生の労働者性を認める高裁初の判決を勝ち取る！

名古屋高裁・三和サービス事件控訴審判決報告

弁護士 指宿昭一

2010年3月25日、名古屋高裁で、外国人研修生の労働者性を認める判決を勝ち取りましたので、報告します。

外国人研修生の「労働者」性

多くの場合、外国人研修生の実態は労働者であるのに、これまでは、制度上、労働者ではないと扱われ、労働基準法、最低賃金法、労災保険法等の適用が受けられませんでした。その結果、研修生に時給300円で残業させていても、労働監督署は指導・勧告をしようとしませんでした。また、「研修」中に事故にあっても労災保険は適用されず、2002年8月にプレス機械の事故で左人指し指を切断してしまったインドネシア人の労災申請が不支給処分となり、審査請求も再審査請求も棄却されています。そのため、研修生を支援する労働組合が、研修時代の不払残業代を請求しても、受入機関は支払いを拒否することもありました。研修生の残業代を請求した裁判もありましたが、本件一審判決まで勝訴判決はありませんでした。

三和サービス事件

三重県四日市市では、2007年9月以降、有限会社三和サービスの縫製部門で働く中国人技能実習生7名（全員女性）が、労働組合である日本労働評議会（労評）愛知県本部に加入して、三和サービスに対して団体交渉で残業代を請求していました。彼女たちは、研修生の時期には、残業代を時給300円しか受け取っていませんでした。

同年10月30日、技能実習生らに対して、三和サービスは「実習生たちが仕事をボイコットしたため、縫製部門の営業廃止に追い込まれた。」と主張して2750万円の損害賠償を請

求する訴訟を、津地方裁判所四日市支部へ提訴してきました。団交で追い詰められた会社が、残業代を支払いを回避するために提起した不当訴訟です。技能実習生ら5名は、三和サービスに対して、残業代約247万円、付加金39万円、不当解雇後の賃金を請求する反訴を提起しました。

本件反訴の争点は、研修生が労働基準法及び最低賃金法上の労働者であるか否かでした。

一審判決

2009年3月18日に出された一審判決は、会社の請求を棄却し、会社に対して、約246万円の未払残業代及び約24万円の付加金の支払を命じました。本判決は、外国人研修生の訴訟において、研修生の労働者性を認め、労基法・最低賃金法に基づく残業代及び付加金の支払を認めた初めての判決です（津地裁四日市支部平成21. 3. 18・労働判例983号27頁）。本件判決の骨子は以下のとおりです。

1 研修生の労働者性を認め、労基法・最低賃金法に基づく残業代約247万円及び付加金約39万円の支払を認めました。

研修生の労働者性を認めた基準は、（1）非実務修習が3日間しか行なわれておらず、外国人研修制度の要件を満たしていないことに加え、

（2）①実務研修の内容（技能実習生として行なった作業と同じ）、②時間外研修の名目で長時間の作業を行なっていること、③訴状に1年目から雇用契約を結んでいたとの記載があり、会社には、研修生が労働者と区別される存在であるとの認識が無かったことを総合的に判断したということです。

2 会社は、技能実習生等が仕事をボイコットしたため約2750万円の損害を被ったとして、その賠償を請求しましたが、2日の不労のうち、1日については会社の承諾を認定し、もう1日は、労働条件の不利益変更に対するストライキとして適法であるから、技能実習生らには責任がないとしました。当時（労組加入前）、技能実習生らは、労働法上の労働組合とはいえないが、憲法上の団体交渉権及び争議権の保障を受けるとしました。

3 不当解雇後の賃金請求相当額の損害賠償請求については、棄却されました。上記のストライキの日以降、技能実習生らは、労務を提供する意思がなく、帰国が予定していたから、労働契約は合意解約されたといえ、解雇したとはいえない、という判断です。

3つ目の点では不満がありますが、弁護団としては、本判決を実質的な勝訴判決であると評価しました。三和サービスは、2009年3月31日に本件について控訴し、元研修生は敗訴部分について附帯控訴をしました。

控訴審判決

2010年3月25日、名古屋高裁で、外国人研修生の労働者性が争われていた三和サービス事件控訴審判決（労働旬報1717号）があり、三和サービスの控訴を棄却した上で、元研修生らに対して計約285万円の支払いを命じた一審判決を変更し、計約900万円の支払いを命じました。ほぼ、完全勝訴です。一審で負けていた部分まで逆転できました。その骨子は、次のとおりです。

1 控訴人（三和サービス）の控訴棄却

一審が憲法上のストライキであると認定した不労については、控訴人が被控訴人等を暴力により威嚇し、就労できないようにさせたものであるから、被控訴人等に帰責性はないとして、理論構成を変えて、一審判決の結論を維持しました。

2 被控訴人の附帯控訴に基づき原判決変更

①控訴人が、被控訴人等を解雇したことを認定し、解雇権濫用により無効として、技能実習期間終了までの8か月ないし12ヶ月分の賃金支払を命じました。

②一審判決と同じく最低賃金を下回る不払賃金額の支払いを命じました。

③一審判決よりも付加金の金額を増額しました。

（付加金の範囲は、「労基法37条1項の割増賃金部分のみならず、通常の賃金も含めたもの」と判断。更に、「違反の時から2年以内に請求されている付加金の額が、仮に誤って少額であったとしても、・・・その後、その未払金の額に合致した額に付加金の請求を増額したとしても、2年の除斥期間によりその増額が制限されることはない」と判断しました。）

研修生の労働者性については、本件一審判決に続き、プラスパアパレル協同組合ほか事件（熊本地判平成22年1月29日・労働旬報1717号）でも認められていましたが、本件控訴審判決により、高裁でも初めて認められたことになり、1つの流れができたと評価できるでしょう。

本年7月に施行される改正入管法では、1年目から労働者性の認められる技能実習生としての受入がなされることとなりますが、それ以前に日本に入国した研修生の労働者性を巡る裁判は、当分、続くと思われます。この判決を踏まえ、研修生・技能実習生の権利擁護の前進を図りつつ、この奴隷的労働を許している制度の廃止を求めていきたいと思えます。

「美ら海・沖縄に新しい米軍基地を造らないで！」

日米市民米紙意見広告共同キャンペーンにご協力を！

弁護士 田場暁生

普天間基地問題が「県内移設」等で決着するのではないかという情勢をうけ、米軍基地問題・環境問題に取り組む日米の市民・NGOのネットワークで、普天間基地の閉鎖・撤去、沖縄県内等に新しい代替基地を作らせないこと、ジュゴンも棲む美しい沖縄の海や自然を守ることを目的に、このたび「JUCON (JAPAN-US Citizens for OKINAWA Network)」を立ち上げました。キャンペーン第1弾として、沖縄県民集会直後を目途に米大手紙への意見広告掲載を準備中です（沖縄県民集会にあわせて当初の予定をずらしました）。日本では、ピースデポ、ピースボート、WWFジャパン、グリーンピース・ジャパンなどのNGOに加え、日本環境法律家連盟が事務局となり、青法協からは、名古屋の籠橋隆明会員、沖縄の新垣勉会員が世話人・呼びかけ人として参加しています。他方、カウンターパートとなるアメリカ側では、平和・環境NGO関係者などによって“NO” (Network for Okinawa) が立ち上げられ、会議には毎回全米からの電話参加も含めて20名以上が参加し、メーリングリストでは毎日数10通のメールが飛び交い、普天間をめぐる政治運動状況などについて議論がなされています。私は現在ワシントンDCのロースクールに通っていますが、日米の運動団体のつなぎ役として活動しています。

意見広告では、日米市民・NGO共通の願いとして、基地建設による環境破壊や基地に反対する民意尊重(アメリカ人には、やはり“Democracy”です。)等をうたえる予定ですが、このような意見広告を米紙に出すことによる、米世論及び議会・政府関係者及び日本の在米メディアを通じた日本の世論への訴えには大きな意味があります。従軍慰安婦問題についての米下院決議の際(の中心メンバーも今回のアメリカでの運動の仲間です)も、このような意見広告と連動した米議会関係者等への働きかけが功を奏しまし



まさにホワイトハウスの目の前

た。また、今回も“NO”のメンバーは米議会関係者への働きかけを繰り返し行っており、それによって米外交委員会アジア太平洋環境小委員会委員長の訪日及び(日本の)与党関係者との会談が実現し、現在も米議会に対して公聴会の開催(沖縄の市長・学者・環境活動家等による証言)を求めているところです。NOには、「小さな政府」を標榜する有名な保守系団体も加わっているため、共和党関係者に対する働きかけも行えています(アメリカのグリーンピース関係者曰く「驚いた。前例のない広がりのある運動だ!」)。さらに、充実した英語HP“CLOSE THE BASE”の制作(<http://closethebase.org/>)、500を超える日米の団体が参加しているオバマ大統領及び鳩山首相への手紙作戦、学者・著名人等に働きかけてニューヨークタイムズなどへの投稿(朝日の「オピニオン」欄のようなもの)など精力的に活動が行われています。沖縄県民集会が開かれる4月25日には、ワシントンの日本大使館前で沖縄連帯集会を行う予定です。今後の日米の平和運動をつなぐ大きな礎ともなる連帯・つながりもできていると思います。

とはいえ、財政的にはもう一押し、二押しが必要なのが現状です。振込用紙を同封しました



ホワイトハウス前で30年間テントに泊まり込んで反戦活動を続けるピチョットさん。普天間基地問題についても詳しい。

ので、青法協会員の皆様、この運動を拡げること及びカンパにぜひともご協力いただけると幸いです！（一定の金額を立替払いする予定なの

で広告掲載後もカンパは受け付けています）

【振込口座】

ゆうちょ銀行(089) (当座) 0198250

口座名義：ジュコネットワーク

※一般の銀行からも振り込み可能ですが、その場合は、可能であれば、お名前とご連絡先を事務局まで別途ご連絡いただけると幸いです。

【問い合わせ】： JUCOネットワーク事務局

(日本環境法律家連盟 (JELF) 気付)

TEL: 052-459-1753 (三石)

E-mail: jelf@green-justice.com

HP: <http://jucon.exblog.jp/>

連載



風に逆らって(7)

ジュネーヴの歓喜と憂鬱

前田 朗 (東京造形大学)

2010年2月24日、スイスのジュネーヴで人種差別撤廃委員会が開かれ、日本政府報告書の審査を行った。日本における人種差別の実態が問われた。

ソンベリ委員 (イギリス) が総評を行った後、個別の委員の質問が始まった。アフトノモフ委員 (ロシア) が、中井大臣による、朝鮮学校の高校無償化からの排除発言を取り上げて、「高校無償化問題で (中井) 大臣が、朝鮮学校をはずすべきだと述べている。すべての子どもに教育を保障すべきである。朝鮮学校の現状はどうなっているのか。差別的改正がなされないことを望む」と述べた。カリザイ委員 (グアテマラ) も、「朝鮮学校に関して、もっとも著名な新聞の社説にも、高校無償化から朝鮮学校を排除するという大臣発言への批判が出ている。すべての子どもに平等に権利を保障すべきだ」

と迫った。

日本政府報告書は、日本における人種差別を矮小化、極小化して書いている。これに対して、委員からは次々と批判的なコメントともに質問が寄せられた。

会場はパレ・ウィルソンという建物で、国際連盟の提唱者であるウィルソンの名にちなんでいる。現在は人権高等弁務官事務所 (OHCHR) が入っている。自由権規約委員会、子どもの権利委員会、拷問禁止委員会などの条約委員会の審査会場として利用されている。

窓の外にはレマン湖のみずみずしい青が広がる。湖畔には白いヨットが係留している。有名な大噴水が60メートルまで吹き上がる。その向こうに、晴れた日は遠くにモンブランが見える。

ジュネーヴはレマン湖畔につくられた小さな古い町だ。ジャン・カルヴァンの活動の拠点だったサン・ピエール寺院を中心に旧市街が広がる。ジャン・ジャック・ルソーの生地でもある。赤十字国際委員会や国際連盟が置かれたことから、国際法の町となった。第2次大戦後、国連欧州本部、難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、人権高等弁務官事務所、世界保健機関 (WHO)、



人種差別撤廃委員会会場

国際労働機関（ILO）をはじめとする国際機関が置かれ、ジュネーヴは人権の都になった。

ぼくがジュネーヴに通うようになったのは、1994年8月、当時の国連人権委員会差別防止少数者保護小委員会に、日本における朝鮮人に対する差別と暴力（女子生徒のチマ・チョゴリを切るなどの行為が行われたため、チマ・チョゴリ事件と呼ばれる）を訴えるために参加したときからだ。それ以来毎年、春の人権委員会（現在は人権理事会）、夏の人権小委員会（現在は諮問委員会）に参加するためにジュネーヴを30回も訪れてきた。

日本軍「慰安婦」問題、歴史教科書問題、チマ・チョゴリ事件、朝鮮学校の国立大学受験資格差別など多くの人権侵害を訴えてきた。2001年に開催された人種差別撤廃委員会にも参加してロビー活動を行った。

だから、ジュネーヴではいつも歓喜と憂鬱が同居する。日本の戦争犯罪や現在の人種差別を訴えて、なんとか解決しようとする。気の滅入るような犯罪と差別ばかりだ。しかも、日本政府はひたすら無責任に逃げ続けて恥をさらしている。

今回は、人種差別撤廃委員に対するNGOブリーフィングの席上で、2009年12月4日に在特会（在日特権を許さない市民の会）が京都朝鮮初級学校を襲撃した事件の映像を上映した。粗暴で破廉恥な人種差別集団の暴挙を見ているだけで恥ずかしくなる。委員からは「これは非合法団体か」と質問が出た。「日本では合法団体だ」という答えに、委員は驚きを隠さない。

おまけに中井発言が飛び込んできた。日本政府や政治家たちが、人種差別に熱心な低レベル集団だという証拠が海の向こうから送り届けられた。

3月16日、人種差別撤廃委員会は、日本政府に対する数多くの勧告を出したが、その中に、高校無償化差別問題も特筆された。

憂鬱な問題を取り上げなくてはならないが、ジュネーヴでは素晴らしい人間にも出会える。人種差別撤廃委員たちもそうだが、日本からやってきた「人種差別撤廃NGOネットワーク」の仲間たちも、みな個性的で、爽やかだ。

委員会が終わった後、レマン湖畔の遊歩道を歩きながら、韓国民衆歌謡・労働歌謡を代表するコッタジの名曲「人は花より美しい」を口ずさんだ。

心濁さず 歌うあなたなら

わかるだろう ん～ わかるだろう
動けない山が夕暮れに

川の流れ夢見ていた

夜はすべてを包み 風とふれあい
風に守られ やすらぎの中 朝を待つ
孤独の意味を みつめるあなたなら
知ることも ん～ できるだろう
痛みを負けないで 怖がらず胸の中
タネをまき青い芽を守り

木々を育てる愛こそが

山を彩り 人の心にこだまする
美しい あなたは花より
しおれた心癒し 歩き出す人よ
美しい あなたは花より
見果てぬ夢思い出して
今ここから 明日へ進もう

（作詞：チョン・ジウォン、訳詞：ゆうた）